

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新地町長 大 堀 武

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 新地町 (075612) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 新地地区 (沢口集落、鉄炮町集落、明地集落、大山田集落、中里集落、木崎集落、埴浜集落、作田集落、下真弓集落、上真弓集落、岡集落、新地町集落、中島集落、釣師集落、杉目集落、小川集落、大戸浜集落、今泉集落、菅谷集落、高田集落、洪民集落、上ノ町・新町集落、駒ヶ嶺町集落、城内集落、原相善集落、富倉集落、藤崎集落、今神集落) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 6年 7月25日、9月27日 (2回) |

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の年齢は70歳以上が52%を占めており、農業経営の規模縮小、継続困難な状況が起きている。また、農業者のうち後継者がいない、もしくは未定の世帯が71%であることから、担い手農家・農業法人の更なる規模拡大・集積化を図り、今後の地域農業の在り方や農地利用について地域計画を定め新地町全体で取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大規模担い手農業者・農業法人が、広大な農地を維持するためには、引き続き、水稻を中心とした土地利用型農業を維持・継続・集積を進めながら、ほ場の特性に応じて、飼料作物(飼料米・青刈りとうもろこし)、そば、麦、大豆などの作付面積の拡大へ取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 1,191 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 1,114 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の基盤整備が進んでいる農用地、規模拡大を目指しての畑作地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
 その他の農地については、土地所有者、耕作者が引き続き耕作・保全・管理を行う区域とする

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構(農地バンク)を活用し、更なる担い手を中心とした農地の集積、集約化を推進する。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 今後も町、農業委員会等が中心となり、農地中間管理機構(農地バンク)の活用による農地の集積、集約化を図る。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 安定的な農業経営が行えるよう、農用地の大区画化推進の意見も出ているので、生産効率の向上や省力化を進めるためにも検討していく必要があるとの認識を持っている。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| ・多様な経営体の新規確保、農業法人・営農組合・地域の担い手等の後継者候補が農業経営を継承していけるよう目標を持ち、育成に取り組んでいく。 ・県やJA、農業委員会、農地中間管理機構等と連携し、就農相談や就農に向けた準備支援、営農指導、農地確保、資金相談等の支援体制を強化し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農業支援サービス事業者は新地町内だけでなく広域の作業を受託しているため、更なる作業受託可能面積の増加に向けて協力して進めていく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|--------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①山間部に近い農地ではイノシシの被害が多く、電気柵の設置補助事業を推進している。
 ③経営改善や生産の安定化を目標として、スマート農業の普及促進を支援し作業効率の向上や省力化を図っていく。
 ⑦多面的機能支払交付金事業に継続して取り組み、集落内の農地の保全・管理を共同で行い、農業用施設(農道・水路)の維持管理を実施する。
 未来に残す良好な農地の景観形成、河川愛護などを通じ、農業の大切さや自然の豊かさについて啓蒙活動を継続していく。